

令和2年7月31日

各事業者団体 宛

国 土 交 通 省
財 務 省
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について
(協力依頼)

平素から、国土交通行政とりわけ建設産業行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和元年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されました。貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれましては、軽減税率制度へご対応いただき、誠にありがとうございます。

さて、軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることとなっています。インボイス制度は、事業者の消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものであることから、多くの事業者の皆様に制度を理解していただき、準備や対応を行っていただく必要があります。

そのため、ご希望がございましたら、貴団体開催の会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を派遣させていただきたいと思いますので、こうした説明会・研修会の開催についてご検討いただけますと幸いです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、現時点では開催が困難な場合もあると想いますので、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただきますようお願いいたします。

※ オンラインでの説明や少人数・複数回の開催も相談いただけます。具体的な説明会・研修会への講師派遣要領については、別添をご参照ください。

また、制度に関するパンフレット(別添)を作成・公表しましたので、併せて送付いたします(以下は国税庁HPのURL)。

ご参考いただくとともに、貴団体の会員企業の皆様にも共有いただきますようお願いいたします。

【国税庁HP】適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

貴団体におかれましては、引き続きこうした制度の周知等にご協力いただきますようよろしくお願いいいたします。



消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 原則として、貴団体（全国単位の団体）が主催される会員事業者（特に経理担当者）向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体（地域ブロック単位の団体）が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能な場合がありますので、ご希望の場合にはご相談ください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や少人数での複数開催などの対応も可能ですので、ご相談ください。

派遣する講師（財務省・国税職員）がご説明する事項（概要）

- ◇ 消費税のインボイス制度の概要と留意点 など
- ※ 消費税の軽減税率制度に関する質疑等にも対応させていただきます。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の日程を希望される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 申込用紙（別添2）にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8918
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
担当 神藤
電子メール：shintoh-y2ks@mlit.go.jp
FAX：03-5253-1555